

住居表示（住居番号設定の手続）について

山鹿市では、鹿校通一丁目、鹿校通二丁目、鹿校通三丁目及び鹿校通四丁目を住居表示に関する法律に基づく住居表示の実施区域として定めています。

この区域内において住居、事務所又は事業所の用に供する建物の新築等をした場合には、住居番号設定のための所定の手続が必要となります。

住居番号設定手続

この住居番号の設定に必要な手続については、建物の所有者（管理者又は占有者）となる方が

- ① 建物の建築後直ちに、建物等の新築（設置）届出書及び下記の添付書類を、市長（都市整備課）に提出する方法
- ② 建物の建築中に、住居表示設定申出書及び下記の添付書類を、市長（都市整備課）に提出する方法

のいずれかで行ってください。

なお、住民基本台帳法に基づく転入届、転居届等（当該区域に住所を定め、又は変更した場合の手続等）をされる際には、市が交付する住居番号設定通知書を提示する必要がありますので、新築後直ちに入居されるなどの場合には、あらかじめ②の手続をされることをお勧めします。※住居番号の設定の手続は、実態調査等を行った上で行うことから、1週間程度の期間を要することに御留意ください。

必要な添付書類

上記の手続に必要な添付資料 ※建築確認申請の事前調査に添付されたものから変更がない場合は、これら資料の添付を省略することができます。

- ① 公図の写し ※色を塗るなどして建物の場所が分かるようにしてください。
- ② 住宅地図の写し ※色を塗るなどして建物の場所が分かるようにしてください。
- ③ 建物の配置図 ※玄関と敷地の主要な出入口の部分が分かるようにしてください。

お問い合わせ先 山鹿市建設部都市整備課 0968-43-1591